

第18年度（2019年度）

# 半期ディスクロージャー

2019年 4月 1日から

2019年 9月30日まで

## 京都農業協同組合

(注) 資料における実績数字は、単位未満を切り捨てて表示しています。  
したがって、合計欄の数字と合わない場合があります。  
単位未満の端数がある場合は「0」、ない場合は「-」で表示しています。

## 半期ディスクロージャー

J A 京都のあゆみ（沿革）	1
地域貢献情報	2
単体自己資本比率	4
収益の推移	4
信用事業のご案内	5
金融再生法債権区分に基づく保全状況	7
貯金・貸出金の状況	8
有価証券の状況	9
金融 A D R 制度への対応	10
マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	12
金融円滑化に向けた取り組み	12
個人情報保護方針	13

## □ JA京都のあゆみ（沿革）

- 2000年8月1日 ・北桑田郡内の京北町、美山町、船井郡内の園部町、八木町、日吉町、丹波町、瑞穂町、和知町の8つの総合農協と船井郡内の南丹酪農が合併し、「京都南丹農業協同組合」が誕生
- 2002年4月1日 ・京都南丹農業協同組合と福知山市農業協同組合が合併し、管内を1市8町とする新生「京都農業協同組合」（JA 京都）が誕生
- 2002年11月30日 ・新酪農センターが完成し、酪農家の拠点としての利用始める
- 2003年7月28日 ・福知山中央支店、福知山北部支店を統合し、福知山支店としてJA 共済ビルで営業を開始
- 2003年10月1日 ・亀岡市農業協同組合と合併
- 2004年2月1日 ・岩滝町農業協同組合、篠農業協同組合と合併
- 2004年5月1日 ・綾部酪農農業協同組合と合併
- 2004年5月31日 ・菟吉支店を亀岡中部支店へ統合し移転・新築オープン  
亀岡川東支店移転・新築オープン
- 2004年12月13日 ・千代川支店を亀岡市街地支店へ統合して営業
- 2005年4月1日 ・京都丹後農業協同組合と合併
- 2005年7月19日 ・亀岡市街地支店移転・新築オープン（10月亀岡大井支店へ名称変更）
- 2005年7月25日 ・栗田・養老・橘・宇川支店をそれぞれ宮津・宮津府中・網野・間人支店へ統合
- 2006年1月15日 ・久美浜支店移転・新築オープン（海部・神野・佐濃支店を統合）
- 2008年9月29日 ・篠支店移転・新築オープン
- 2009年6月20日 ・農畜産物直売所『たわわ朝霧』を亀岡市篠町に新築オープン
- 2010年4月26日 ・亀岡・綾部支店をそれぞれ亀岡中央・福知山支店へ統合
- 2014年10月1日 ・福知山東部支店を為替店舗として営業開始
- 2016年11月2日 ・山城地域の酪農家を迎え府内酪農事業を一元化
- 2018年10月15日 ・全国で初めて、正・准組合員の資格区分を撤廃し、全て「組合員」に統一

2019年9月末現在

◇設 立	平成12年8月（京都南丹農業協同組合）	◇組 合 員 数	52,652人
	平成14年4月 京都農業協同組合	◇役 員 数	理事22名 監事5名
◇本店所在地	京都府亀岡市余部町天神又2	◇職 員 数	642人
◇出 資 金	103億円	◇為替店舗数	30店舗
◇総 資 産	4,805億円	◇単体自己資本比率	18.10%

## □ 地域貢献情報

当JAは、2019年9月現在、京都市右京区（京北地域）、宇治市<sup>(注1)</sup>、木津川市<sup>(注1)</sup>、南丹市、京丹波町、亀岡市、福知山市<sup>(注2, 3)</sup>、綾部市<sup>(注3)</sup>、舞鶴市<sup>(注3)</sup>、宮津市、与謝野町、伊根町および京丹後市を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉とし、資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにご利用いただいています。

また、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開し、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービスを提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいをつうじた社会貢献につとめています。

(単位：人、千円)

(注1) ただし、酪農を営む農業者に限る。

(注2) ただし三和町、夜久野町を除く。

(注3) ただし福知山市の中六人部・下豊富・大江地域、綾部市および舞鶴市の区域については、旧綾部酪農農業協同組合の組合員、その家族および後継者に限る。

組合員・出資金	2019年9月末現在
組 合 員 数	52,652
出 資 金 総 額	10,303,098

(単位：千円)

### (1) 地域からの資金調達の状況

#### ① 貯金・積金残高

組合員の皆さまはもとより、地域の皆さま、地方公共団体、法人や地域団体のご利用によりお預かりしています。また、定期貯金をはじめ普通貯金、総合口座、定期積金など、目的や金額、預入期間にあわせてご利用いただいています。

預かり先	2019年9月末残高
組 合 員	364,827,620
組 合 員 外	76,034,647

#### ② 貯金募集の状況

組合員とのふれあいを大切にし、全職員による貯蓄増強運動に取り組んでいます。

また、年間をとおしてさまざまなキャンペーンを展開し、定期貯金をおすすめしています。取り扱いの貯金商品については、「信用事業のご案内（5ページ）」をご覧ください。

(単位：千円)

### (2) 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、地方公共団体、地域団体、地域住民の皆さまの暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう資金をご融資しています。

融資先	2019年9月末残高
組 合 員	30,052,790
地 方 公 共 団 体 等	2,654,811
そ の 他	6,640,643

### (3) 地域密着型金融への取り組み

#### ① 制度融資取り扱い状況

認定農業者を中心に、農業経営発展のため農業近代化資金などをご利用いただいているほか、行政や各種団体と連携し、農業集落排水事業や農業基盤整備事業にもご利用いただいています。

その他にも、日本政策金融公庫などの取り次ぎも行っていきます。

#### ② 融資商品

農業融資を基本とし、営農促進のための資金をはじめ、農作物加工など六次産業参入のための資金や異常気象などによる罹災農家支援のための商品を備えるほか、組合員の皆さまのニーズにあわせた各種ローンを取り揃えています。取り扱いの融資商品については、「信用事業のご案内（6ページ）」をご覧ください。

#### ③ 農業・農業者応援プランの展開

農業者の所得向上、農業・地域振興を目的に、農業資金融資にかかる保証料助成や利子補給、農業法人化助成、新規就農応援助成等に取り組んでいます。

#### (4) 文化的・社会的貢献に関する事項

##### ① 地域社会に貢献する活動

- ・ 小学生・幼児の親子を対象に「あぐりキッズスクール」を開催し、植え付け・収穫などの農業体験や収穫した野菜を使った料理体験をするなかで、農業の持つ貴重な役割や食と農のつながりを学ぶ機会を提供しています。
- ・ 地域の活性化や地域に必要とされる支店づくりに向け、「JAくらしの活動」による来店感謝デーや地域イベントへの参加、清掃活動、ふれあい旅行など、組合員・利用者の皆さまと交流するなかで、人と人のつながりに重点を置いた活動に積極的に取り組んでいます。
- ・ 女性部と共同でクリーンウォークラリーを開催し、地域美化と健康増進をすすめています。
- ・ 小・中学生の書写教育への貢献を目的とした「書道コンクール」、児童・生徒の図画工作・美術教育の高揚と交通安全思想を幅広く社会に訴えることを目的とした「交通安全ポスターコンクール」を全共連と共同で開催しています。
- ・ 「アンパンマン交通安全キャラバン」では、アンパンマンたちに交通マナーや交通ルールを楽しみながら学び、交通事故から子どもたちを守るイベントを開催しています。  
また、全共連と共同で学生を対象に自転車交通安全教室や、幼稚園児・保育園児を対象に「親と子の交通安全ミュージカル『魔法園児 マモルワタル』」を開催し、交通安全への意識付けや、危険性の疑似体験教育などにより交通安全を呼び掛けています。
- ・ 学校の要請に応え、体験学習の場をとおして農畜産物や農業への理解を深める機会を設けています。
- ・ 交通事故などによる地域での救急蘇生に備え、全支店に「AED」を配備しています。
- ・ 日本赤十字社による献血運動への積極的な参加を役職員で行っています。

##### ② 安心して暮らせる地域づくりのための取り組み

「安心救急ステーション」(京都市)への登録、「要支援者発見・通報事業」(亀岡市)の協定締結、「ひとり暮らし高齢者等の見守り支援・京丹波町認知症等徘徊SOSネットワーク」(京丹波町)、「高齢者等見守りネットワーク」(南丹市、宮津市、京丹後市)への登録など、地域に密着した協力活動のなかで安心して暮らせる地域づくりのための取り組みをすすめています。

また、職員が「認知症サポーター」となって、高齢者支援活動として京都府の「京都高齢者安心サポート企業」に登録し、高齢者が安心して暮らせる支援体制を整えています。

##### ③ 利用者ネットワーク化への取り組み

「JA女性部」を各地で組織し、幅広い年代層が参加できる研修や催しを開催するとともに、家庭菜園の普及拡大をはかり、安全・安心な食物により家族の健康を守る提案を行っています。

年金受給者による「年金友の会」を組織し、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ゴルフ、囲碁、講演会、旅行などをつうじて健康増進や各地域の会員相互間の親睦をはかっています。

##### ④ 情報提供活動

組合員向け広報誌「ばあとなあ〜」の発行やホームページ・LINE(ライン)などをつうじて、JAの活動を中心に営農や暮らしに役立つ情報を紹介し、JAを身近に感じてもらうための情報を発信しています。

また、各支店で地域密着型広報として「支店だより」を毎月発行し、組合員や地域住民とのコミュニケーションを深め、地域とともに歩む支店づくりをすすめています。

ホームページアドレス <https://jakyoto.com>

LINE QRコード：



##### ⑤ 店舗体制

北は京丹後市、南は亀岡市にわたる地域に30の為替店舗、58台のATMを設置し、地域の皆さまにご利用いただいています。

また、府内5JA・96店舗により京都府内をカバーするネットワークです。

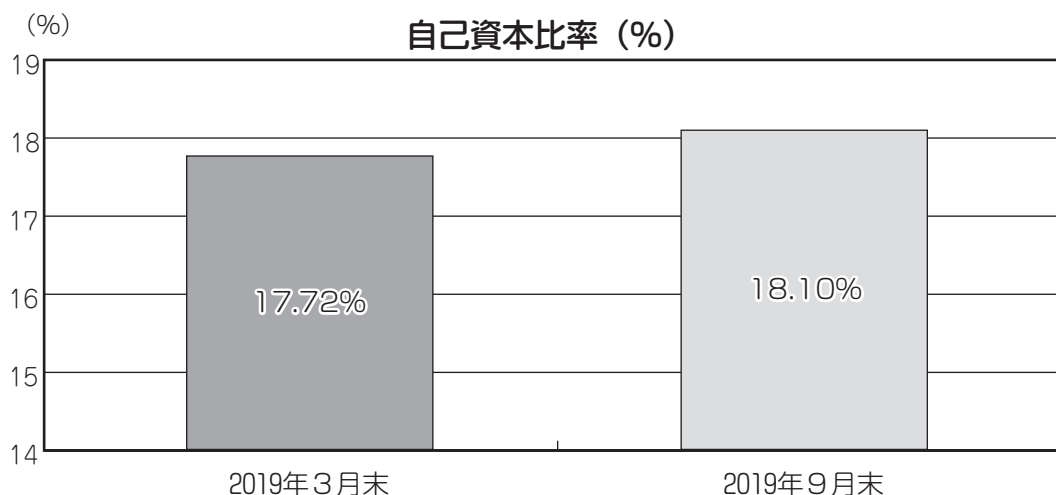
(\*2019年10月1日現在)

## □ 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	2019年3月末	2019年9月末
自己資本の総額	28,691	29,410
リスク・アセット等の総額	161,866	162,473
自己資本比率（%）	17.72%	18.10%

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の総額}}{\text{リスク・アセット等の総額}} \times 100 = 18.10\%$$



### 解 説

- ① 農協法第11条の2第1項第1号の規定にもとづく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式にもとづいて自己資本比率を算出しています。
- ② 9月末の単体自己資本比率は、2019年3月末のオペレーショナル・リスク相当額および2019年9月末の自己資本額・信用リスク・アセット額にもとづき算出しています。

## □ 収益の推移

（単位：百万円）

	2019年3月末	2019年9月末
経常収益（事業収益）	15,774	7,578
信用事業収益	3,424	1,657
共済事業収益	2,867	1,397
農業関連事業収益	8,793	4,294
その他事業収益	688	228
経常利益	2,368	870
当期剰余金	1,628	695
剰余金配当金額	58	
・出資配当の額	6	
・事業利用分量配当の額	51	

（注）経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。



## □ 信用事業のご案内

信用事業は、貯金、貸出、為替などの金融業務を行っており、地域のメインバンクとしての役割と機能を発揮するとともに、「JAバンクシステム」のもと、より一層の「安心・安全」と「高度な金融サービス」をお届けできるようつとめています。

### ◇貯金業務

組合員はもちろん、地域の皆さまや事業主の皆さまからの大切なお金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金をお客様の目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

なお、「決済用貯金」として「普通貯金無利息型(決済用)」と「総合口座(普通貯金無利息型)」をご用意しております。

種類	預入期間	最低預入金額	特徴	
当座貯金	無制限	1円以上	事業資金など決済に用いる口座。	
普通貯金	無制限	1円以上	個人の財布代わりに、振込や振替などの決済機能を加えると、より便利に。(キャッシュカード有)	
納税準備貯金	無制限	1円以上	納税など目的通りの払い出しで非課税に。	
総合口座	無制限	1円以上	貯める・借りる・支払うの3機能付き。(キャッシュカード有)	
貯蓄貯金	無制限	1円以上	入出金が自由で、預入残高に応じて金利の変わる有利な貯蓄性貯金。(キャッシュカード有)	
通知貯金	7日以上	5万円以上	資金の一時保管的貯金。7日間経過後は、2日前の通知で払い出しができる。	
定期積金	6ヶ月～5年	1,000円以上	毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと貯める貯金。	
積立定期貯金	1年以上	1円以上	積立方式をとりながら、定期貯金を兼ね備えた有利な貯金。	
期日指定定期	3年以内	1円以上 300万円未満	1年が過ぎると1ヶ月前の予告で、いつでも必要額の払い出しができる。	
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	1円以上	期間・金額など幅広く利用できる。	
大口定期	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	金利が他の貯金より有利。	
変動金利定期	1年以上 3年以内	1円以上	6ヶ月ごと自動的に金利を見直し。	
据置定期貯金	5年 据置期間 (6ヶ月)	1円以上 1,000万円未満	6ヶ月経過後は払い出しが自由。預入期間により、金利がステップアップ。半年複利で有利な貯金。(但し、取扱期間は限定)	
財形貯蓄	一般財形	3年以上	1円以上	財形貯蓄(財産形成貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄。給料からの自動振替で、手間なく蓄えられる。
	年金財形	5年以上		
	住宅財形			

## ◇貸出業務

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫などの融資申込みの取り次ぎも行っています。

商品名	貸出期間	貸出金額	特徴
J A 住宅ローン	35年以内	5,000万円以内	住宅の新築、増改築、土地購入等の資金など。
J A リフォームローン	15年以内	1,000万円以内	住宅の増改築、改装、補修、その他住宅に付帯する設備資金など。
J A 賃貸住宅ローン	30年以内	4億円以内	不動産の有効利用に必要な資金に。(賃貸住宅建設、増改築、改装、補修など)
J A 資産活用ローン	30年以内	4億円以内	貸店舗、貸事務所、貸駐車場等建設、造成補修資金など。
J A マイカーローン	10年以内	1,000万円以内	自動車・バイク購入、点検・修理・車検費用など。
J A 教育ローン	15年以内	1,000万円以内	就学子弟の入学金・授業料・学費など。
J A フリーローン	10年以内	500万円以内	主に生活に必要な資金。(但し、負債整理・事業資金を除く)
J A 農機具ローン	8年以内	500万円以内	農機具の購入・修理に必要な資金に。
農業経営資金	20年以内	5,000万円以内	設備・運転資金、農地取得資金など。
J A 京都農業チャレンジ資金	15年以内	1,000万円以内	設備・運転資金(農業者の農産物加工・販売など)、災害対策資金。
J A 大型農家ローン	1年ごとに更新	1,500万円以内	営農に必要な資金。
営農ローン	1年ごとに更新	300万円以内	営農に必要な資金。
J A カードローン	1年または2年ごとに更新	200万円以内	生活に必要な資金。
共済証書担保貸付	10年以内	貸付限度の範囲内	生活および事業に必要な資金。

この他、各種資金を取り揃えています。

## ◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口をつうじて全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱いしています。

## ◇サービス・その他

当J Aでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払い、給与振込サービス、口座振替サービスなどを提供しています。

J Aのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、J AバンクのA T Mによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UF J 銀行、セブン銀行、イーネットA T M、ローソンA T M、J F マリンバンク、ゆうちょ銀行のA T Mによる平日、日中時間帯のご出金、残高照会サービスも無料でご利用が可能です。(セブン銀行、イーネットA T M、ローソンA T M、ゆうちょ銀行のA T Mでは入金も無料でご利用が可能です。)

そのほかにも、パソコンやスマートフォン・携帯電話から残高照会や振込ができるJ A ネットバンクのご利用や、ライフスタイルに合わせてお選びいただけるJ A カードも取り扱っています。



## □ 金融再生法債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2019年3月末	313	72	83	157	313
	2019年9月末	321	89	82	148	321
危険債権	2019年3月末	389	123	160	53	337
	2019年9月末	318	91	123	53	268
要管理債権	2019年3月末	40	14	—	—	14
	2019年9月末	7	5	—	—	5
小 計	2019年3月末	743	210	243	211	665
	2019年9月末	648	187	205	202	595
正 常 債 権	2019年3月末	38,806				
	2019年9月末	38,738				
合 計	2019年3月末	39,550				
	2019年9月末	39,387				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条にもとづき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

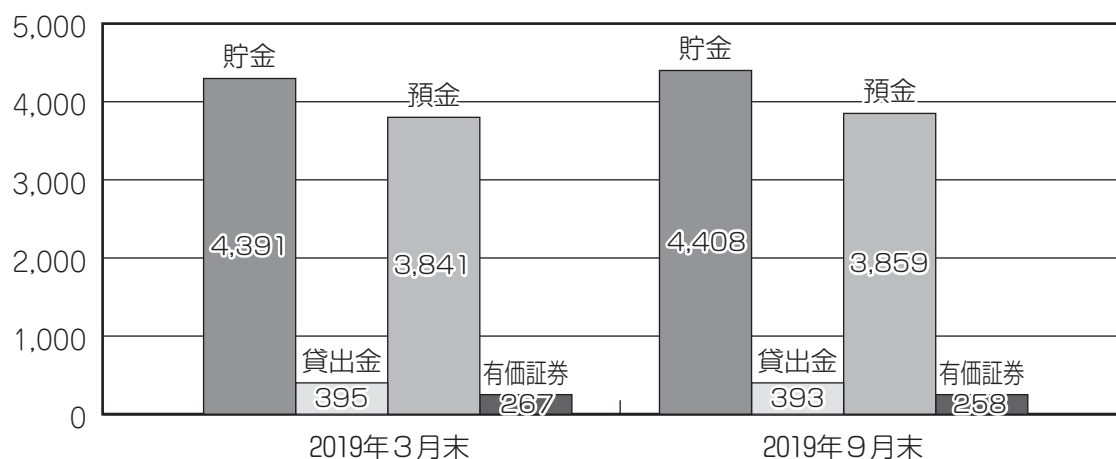
- ① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権とは、経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権をいいます。
- ④ 正常債権とは、上記以外の債権をいいます。

## □ 貯金・貸出金の状況

(単位：百万円)

	2019年3月末	2019年9月末	増 減
流動性貯金	159,860	162,693	2,833
定期性貯金	279,295	278,168	▲ 1,126
貯金計	439,155	440,862	1,706
貸出金	39,508	39,348	▲ 160
預金	384,188	385,901	1,712
有価証券	26,745	25,883	▲ 862
貯貸率	9.0%	8.9%	▲ 0.1Pt
貯証率	6.1%	5.9%	▲ 0.2Pt

(億円)



## ◇業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年3月末	2019年9月末	増 減
農業	1,572	1,625	52
林業	139	128	▲ 11
水産業	5	6	0
製造業	1,775	1,814	39
鉱業	11	10	▲ 1
建設業	1,312	1,254	▲ 57
電気・ガス・熱供給・水道業	169	160	▲ 8
運輸・通信業	721	744	23
卸売・小売業・飲食店	472	513	41
金融・保険業	5,924	5,922	▲ 2
不動産業	56	56	0
サービス業	2,997	3,053	56
地方公共団体	3,053	2,654	▲ 398
その他	21,295	21,402	106
合計	39,508	39,348	▲ 160

## □ 有価証券の状況

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	2019年3月末			2019年9月末		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は 償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は 償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	債 券	24,774	24,104	670	24,497	23,903	594
	国 債	6,089	5,904	184	6,067	5,903	164
	地 方 債	7,805	7,599	206	7,766	7,599	167
	社 債	10,879	10,601	278	10,663	10,400	262
	その他の証券	998	877	121	468	350	118
	小 計	<b>25,773</b>	<b>24,981</b>	<b>791</b>	<b>24,966</b>	<b>24,253</b>	<b>712</b>
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	債 券	311	316	▲ 4	311	316	▲ 4
	国 債	208	212	▲ 3	208	212	▲ 3
	社 債	102	104	▲ 1	103	103	▲ 0
	その他の証券	660	709	▲ 49	605	659	▲ 54
	小 計	<b>972</b>	<b>1,026</b>	<b>▲ 53</b>	<b>917</b>	<b>975</b>	<b>▲ 58</b>
合 計	<b>26,745</b>	<b>26,007</b>	<b>738</b>	<b>25,883</b>	<b>25,229</b>	<b>654</b>	

(注) 満期保有目的、売買目的の有価証券はありません。  
「子会社および関連法人等株式で時価のあるもの」は該当ありません。  
時価は、期末日の市場価格にもとづいています。

## □ 金融 ADR 制度への対応

### (1) 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制、内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ、チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

まずは、当 J A の相談・苦情受付窓口へお申し出ください。

受付時間：信用事業 8：45～17：00（金融機関の休業日を除きます。）

共済事業 8：45～17：00（土日、祝祭日および12月31日～1月3日を除きます。）

京 北 支 店	075-852-0250	亀 岡 中 部 支 店	0771-22-0240
美 山 支 店	0771-75-0013	亀 岡 川 東 支 店	0771-22-0669
園 部 支 店	0771-62-0560	篠 支 店	0771-22-0104
園 部 黒 田 支 店	0771-62-1688	岩 滝 支 店	0772-46-3055
八 木 支 店	0771-42-2129	加 悦 支 店	0772-42-2175
日 吉 支 店	0771-72-0080	野 田 川 支 店	0772-43-0201
丹 波 支 店	0771-82-1125	伊 根 支 店	0772-33-0301
瑞 穂 支 店	0771-86-0160	峰 山 支 店	0772-62-0231
和 知 支 店	0771-84-0300	大 宮 支 店	0772-68-1000
福 知 山 支 店	0773-22-6205	網 野 支 店	0772-72-5000
福 知 山 東 部 支 店	0773-27-3801	弥 栄 支 店	0772-65-2231
亀 岡 中 央 支 店	0771-22-1186	間 人 支 店	0772-75-0440
亀 岡 西 部 支 店	0771-26-2006	久 美 浜 支 店	0772-82-1200
亀 岡 大 井 支 店	0771-24-0770	宮 津 支 店	0772-22-1781
保 津 支 店	0771-24-0880	宮 津 府 中 支 店	0772-27-0026

上記支店のほか、下記の窓口でも受け付けます。

### 信用事業・京都農業協同組合 信用部

電話番号：0771-22-6982 電子メール：sinyo-6@kyoto-ja.jp

受付時間：8：45～17：00（金融機関の休業日を除く。）

#### ・ J A バンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：9：00～17：00（金融機関の休業日を除く。）

### 共済事業・京都農業協同組合 共済部

電話番号：0771-22-6983 電子メール：risuku-2@kyoto-ja.jp

受付時間：8：45～17：00（土日、祝祭日および12月31日～1月3日を除く。）

#### ・ J A 共済相談受付センター（J A 共済連 全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：9：00～17：00（土日、祝祭日および12月29日～1月3日を除く。）

## (2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### ① 信用事業

- ・ 京都弁護士会紛争解決センター 電話番号：075-231-2378  
受付時間：9:30～12:00、13:00～16:30 月曜日～金曜日（祝日を除く。）
- ・ 東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031  
受付時間：9:30～12:00、13:00～15:00 月曜日～金曜日（祝日を除く。）
- ・ 第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588  
受付時間：10:00～12:00、13:00～16:00 月曜日～金曜日（祝日を除く。）
- ・ 第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249  
受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（祝日を除く。）
- ・ 兵庫県弁護士会紛争解決センター 電話番号：078-341-8227  
受付時間：10:00～17:00 月曜日～金曜日（祝日、年末年始、その他弁護士会が指定する休日を除く。）

※上記の弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続をすすめる方法があります。

○現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

○移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問合せください。

- ・ 公益社団法人民間総合調停センター  
京都農業協同組合信用部、JAバンク相談所をつうじてのご利用となります。

### ② 共済事業

- ・ (一社) 日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757  
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- ・ (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構  
<http://www.jibai-adr.or.jp/>
- ・ (公財) 日弁連交通事故相談センター  
<http://www.n-tacc.or.jp/>
- ・ (公財) 交通事故紛争処理センター  
<http://www.jcstad.or.jp/>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、(一社)日本共済協会 共済相談所の窓口にお問い合わせ下さい。

## □ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当J Aは、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じません。

### ・運営等

当J Aは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当J Aの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

### ・マネー・ローンダリング等の防止

当J Aは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### ・反社会的勢力等との決別

当J Aは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### ・組織的な対応

当J Aは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### ・外部専門機関との連携

当J Aは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

## □ 金融円滑化に向けた取り組み

当J Aは、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法は2013年3月末に期限をむかえましたが、金融円滑化にかかる取り組みの基本的方針を制定し、引き続き取り組んでいます。

今後も当J Aでは、この方針に基づき、お客様からのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

### 《金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要》

当J Aでは、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 当組合の金融円滑化管理に関する体制



# 京都農業協同組合個人情報保護方針

(平成29年5月30日改定)

京都農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

## 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

## 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

## 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 匿名加工情報の取り扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護法指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

## 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

## 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

# JA京都経営理念・方針

## 【経営理念】

**組合員との絆を大切にして、  
愛され、信頼されるJAをめざします。**

## 【経営方針】

- 一．営農活動中心のJA  
消費者に喜ばれる安全・安心な農産物の生産等、さらに高度な営農指導を中心事業として、生産に必要な資材を提供する購買事業を行います。  
全職員で農繁・日直対応を行います。
- 一．強靱な信用力を持つJA  
強靱な信用力と信頼のもとに、組合員の財産を全面的に守る信用・共済事業を行います。
- 一．組合員との「ふれあい」を大切にするJA  
一斉訪問、渉外活動等を通じて、組合員との「ふれあい」を大切にします。
- 一．全ての事業を全利用していただけるJA  
組合員一人一人が自らのJAとして「全ての事業を全利用」していただけるJAをめざします。
- 一．協力組織を大切にするJA  
農家（事）組合・農区、生産部会、女性部、年金友の会等の協力組織を大切にします。
- 一．自分の守備範囲を完璧に守るJA  
役職員は自分の守備範囲（地区、組合員、仕事等）を明確にして完璧に守り、組織内の連帯、協調を図ります。
- 一．役職員がJA運動のモデルとなるJA  
役職員は、JA運動のモデルとして、率先して全利用に努め、協力組織の構成員となり、家族はJA運動の理解者になります。  
また、居住する地域にJA運動の理解者を多くつくります。